

空家等に関する取組について

大鰐町では、平成27年度において実施した町内全域の空家の実態調査の結果等について、全町会・区会に対して説明会を実施し、町と地域が空家情報の共有を図ることによって、今後における空家等対策が円滑に進めることができるようご理解・ご協力をお願いしました。

1. 説明会日程

- 1) 平成28年12月13日（火）から平成28年12月21日（水）まで
- 2) 町会・区会の総数を45単位とし、7つのブロックに分け実施しました。

2. 説明内容

- 1) 大鰐町全体の空家等の現況と今後における空家情報提供のお願いについて
- 2) 各地区における空家及び特定空家候補の状況（写真添付）について
- 3) 空家等対策の推進に関する特措法による特定空家となり得る要件について
- 4) 特定空家に対する法的な措置内容について

【町会・区会等に対する説明会の様子】

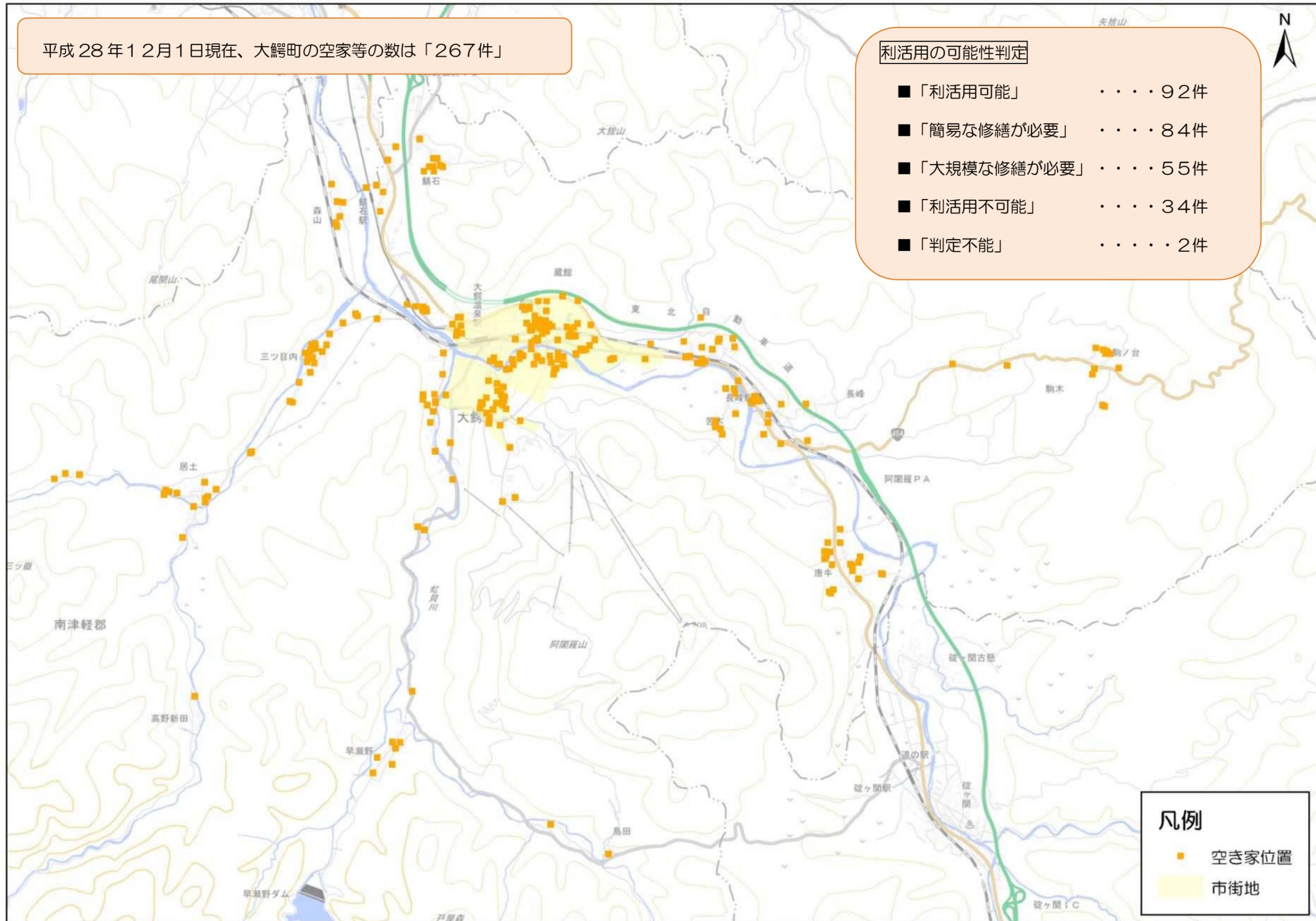


3. 町内の空家等の件数

地区 番号	地区名	空家等数	うち特定空家等と 考えられる空家等
1	大鰐 1 町内	4	2
2	大鰐 2 町内	4	0
3	大鰐 3 町内	2	0
4	大鰐 4 町内	4	1
5	大鰐 5 町内 A	3	1
6	大鰐 5 町内 B	10	3
7	大鰐 6 町内 A	5	1
8	大鰐 6 町内 B	17	1
10	大鰐 7 町内 B	6	1
11	大鰐 7 町内 C	1	0
13	大鰐 9 町内	1	0
15	宿川原	7	2
16	三ツ目内	22	12
17	居士	13	6
18	折紙	3	2
19	高野新田	1	0
20	虹貝	12	3
21	虹貝新田	3	1
22	早瀬野	7	1
23	島田	2	1
24	蔵館 1 町内の 1	4	0
25	蔵館 1 町内の 2	7	1
28	蔵館 4 町内	3	0
29	蔵館 5 町内 A	12	1
30	蔵館 5 町内 B の 1	5	2
31	蔵館 5 町内 B の 2	8	1
32	蔵館 6 町内	2	1
34	蔵館 8 町内	7	2
35	元長峰	16	6
36	苦木	8	3
37	長峰	12	3
38	九十九森	4	1
39	唐牛	20	9
40	駒木	1	0
41	駒ノ台	7	7
42	日の出	2	1
43	前田ノ沢	2	1
44	森山	6	1
45	八幡館・鯖石	14	5
総計		267	83

※平成 28 年 12 月 1 日現在

1.大鰐町の空家等の現況



2. 各地区における空家等一覧表

整理番号	調査番号	利活用可能性	危険度	特定空家等と考えられる理由
1-1	1	大規模な修繕が必要	やや危険である	建物が草木で覆われており、著しく景観を損なっている状態であることから、特定空家と考えられる。また雪が道路に落ちる、野良猫が住み着く、蜂の巣が多数あるなどの近所からの苦情が多い。周辺の生活環境の保全を図る必要があることから、特定空家と考えられる。
1-2	2	大規模な修繕が必要	危険度は低い	全体的に古く老朽化が見られ、玄関部分が半壊となっている。すぐに危険な状態ではないが、植物が建物を覆い始めており、管理されていない様子であり、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。また建物の草が覆い始め、手入れされておらず、著しく景観を損なっている状態であることから、特定空家と考えられる。
1-3	3	簡易な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
1-4	4	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
2-1	9	簡易な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
2-2	11	簡易な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
2-3	12	大規模な修繕が必要	やや危険である	特定空家には該当しない。
2-4	285	大規模な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
3-1	13	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
3-2	15	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
4-1	16	大規模な修繕が必要	危険度が低い	裏側の屋根の一部が破損している。また建物の一部を解体し、つなぎ目部分をブルーシートで塞いでいるようだが状態が悪い。外壁のコンクリート部分も破損が見られ強風時危険である。保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
4-2	17	簡易な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
4-3	18	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
4-4	20	簡易な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
5-1	22	簡易な修繕が必要	危険度が低い	屋根が全体的に錆び、軒が剥がれ落ちている箇所がある。保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。また室内に草が生えているのが見えており、著しく景観を損なっている状態であることから、特定空家と考えられる。
5-2	21	簡易な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
5-3	23	簡易な修繕が必要	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
6-1	31	大規模な修繕が必要	危険度は低い	昨年冬に正面の屋根が落ち部材が飛散したとの情報があり、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
6-2	34	利活用可能	危険度が高い	家屋、及び小屋の建物自体の危険性は低い、小屋からの落雪により隣家の窓ガラスが割れたことがあり、管理状況が悪いようである。周辺の生活環境の保全を図る必要があることから、特定空家と考えられる。
6-3	286	大規模な修繕が必要	危険度が高い	屋根の軒が左右、後の3箇所大きく曲がり、道路に落下しかけているおり、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
6-4	24	大規模な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
6-5	27	簡易な修繕が必要	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
6-6	29	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
6-7	30	簡易な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
6-8	32	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
6-9	35	大規模な修繕が必要	やや危険である	特定空家には該当しない。
6-10	287	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
7-1	360	大規模な修繕が必要	非常に危険である	外壁に亀裂、屋根のトタンの腐食・剥がれが著しく、強風で飛散する可能性が高い。また、軒の裏が剥がれて落下の危険性がある。建物周辺は通路となっており、保安上危険となるおそれがあることから、特定空家と考えられる。
7-2	37	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
7-3	38	簡易な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
7-4	40	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
7-5	41	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
8-1	59	大規模な修繕が必要	やや危険である	正面以外に草木で見えず、著しく景観を損なっている状態であることから、特定空家と考えられる。
8-2	44	大規模な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
8-3	45	簡易な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
8-4	46	大規模な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
8-5	48	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
8-6	49	利活用不可能	危険度が低い	特定空家には該当しない。
8-7	50	簡易な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
8-8	51	簡易な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
8-9	52	大規模な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
8-10	56	簡易な修繕が必要	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
8-11	57	簡易な修繕が必要	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
8-12	58	利活用可能	危険度が低い	特定空家には該当しない。
8-13	61	大規模な修繕が必要	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
8-14	62	簡易な修繕が必要	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
8-15	64	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
8-16	65	簡易な修繕が必要	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
8-17	66	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
10-1	74	利活用不可能	危険度が高い	屋根が既に半分以上全壊しており、雪の重みで倒壊する恐れあり。また隣には住家があり、物が飛散するなど不安視する声も聞かれ、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
10-2	67	簡易な修繕が必要	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
10-3	70	大規模な修繕が必要	危険度は低い	特定空家には該当しない。
10-4	71	簡易な修繕が必要	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
10-5	72	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
10-6	73	利活用可能	危険度が低い	特定空家には該当しない。
11-1	75	利活用不可能	危険度が低い	特定空家には該当しない。
13-1	78	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
15-1	81	簡易な修繕が必要	危険度が低い	2つある小屋のうち、1つは全壊、もう1つは老朽化している。部材の飛散の危険性が高く、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
15-2	86	大規模な修繕が必要	危険度は低い	屋根が崩れかけ、部材が近所に散乱しており、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
15-3	82	簡易な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
15-4	83	簡易な修繕が必要	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
15-5	84	簡易な修繕が必要	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
15-6	288	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
15-7	293	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
16-1	88	簡易な修繕が必要	やや危険である	窓が数か所割れて室内が見えている。また雑草が生い茂り通路を塞いでおり、周辺の生活環境の保全を図る必要があることから、特定空家と考えられる。
16-2	89	大規模な修繕が必要	やや危険である	外壁の崩れ、屋根が垂れ下がり、ガラスの破損などが目立ち、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。また入り口の戸が開いており侵入可能であるため、周辺の生活環境の保全を図る必要があることから、特定空家と考えられる。
16-3	90	大規模な修繕が必要	やや危険である	半壊に近い状態で玄関、居間のガラスが割れている。屋根の一部に損傷が見られ、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。また室内から植物が生えているなど著しく景観を損なっている状態であることから、特定空家と考えられる。
16-4	92	利活用可能	危険度が高い	道路に面した玄関に蜂の巣があり、通行人に対し危険である。周辺の生活環境の保全を図る必要があることから、特定空家と考えられる。
16-5	94	利活用不可能	やや危険である	損傷が激しく、窓ガラスも割れ室内が見えている。裏側は屋根が内側に落ちかけており、室内が見えている。近所では屋根の部材や雪でひどく迷惑をしているとのこと。保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
16-6	95	簡易な修繕が必要	やや危険である	建物自体の危険性はないが、トイレのダクトが倒れそうである。保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
16-7	97	利活用不可能	やや危険である	全体的に劣化し屋根の錆が目立ち剥がれが見られる。また裏側の壁のトタンが波打ち飛散しており、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
16-8	101	利活用不可能	危険度が高い	屋根が崩れ家の半分が陥没しているなど半壊状態である。保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
16-9	102	大規模な修繕が必要	危険度が低い	建物状況は悪いが、管理にはきている。施設へ入所中とのことで経過観察を続けていく必要あり。
16-10	104	大規模な修繕が必要	危険度は低い	全体的に劣化し、家屋と小屋の屋根が折れている。その他、庭にドラム缶放置され、道路沿いにはコンクリートの残骸がある。屋根雪が道路に落ちて近隣の人が困っているとのこと。保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
16-11	105	利活用不可能	危険度が高い	屋根が崩れ半壊しており、飛散する危険性が高い。庭木が電線に接近して危険である。保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。また建物全面を覆うほど草木が繁茂しており、著しく景観を損なっている状態であることから、特定空家と考えられる。
16-12	323	利活用可能	危険度が高い	小屋が老朽化し部材が落ち半壊に近い状態であるため、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
16-13	98	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
16-14	99	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
16-15	100	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
16-16	103	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
16-17	109	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
16-18	112	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
16-19	113	簡易な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
16-20	324	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
16-21	325	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。

2. 各地区における空家等一覧表

整理番号	調査番号	利活用可能性	危険度	特定空家等と考えられる理由
16-22	326	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
17-1	115	利活用不可能	危険度が高い	窓枠がはずれ窓がない状態。部材が散乱し、屋根が破損し雨漏りしている。保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
17-2	116	利活用不可能	危険度が高い	トタン屋根が飛散し、窓枠もはずれガラスが破損している状態であり、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
17-3	119	大規模な修繕が必要	危険度が低い	屋根の折れと垂れ下がり、玄関部分破損あり。また小屋が破損し内部が見えている。保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
17-4	120	利活用不可能	やや危険である	屋根折れや外壁の剥がれあり、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。また草木が生い茂り家が埋もれ歩道を塞いでいる他、入口付近にドラム缶放置、玄関入口が50cm程度開いている等、周辺の生活環境の保全を図る必要があることから、特定空家と
17-5	124	大規模な修繕が必要	やや危険である	屋根が大きく破損し部材が敷地内に落下しており、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
17-6	125	利活用不可能	やや危険である	家の前方、側面が崩壊しており、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。また家の中から多数の蜂が出入りしており、周辺の生活環境の保全を図る必要があることから、特定空家と考えられる。
17-7	117	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
17-8	118	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
17-9	121	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
17-10	123	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
17-11	126	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
17-12	294	簡易な修繕が必要	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
17-13	295	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
18-1	127	利活用不可能	非常に危険である	トタンの部材が飛散し、外壁もいつ崩れてもおかしくない状態である。半壊に近い状態であるため、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
18-2	129	利活用不可能	非常に危険である	全壊状態。今年の春に大規模に崩れたとのこと。部材の飛散可能性もあり、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
18-3	128	簡易な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
19-1	130	大規模な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
20-1	133	大規模な修繕が必要	やや危険である	屋根が破損し、隙間から植物が室内に入り込んでおり、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。また全体的に建物が雑草で覆われており、著しく景観を損なっている状態であることから、特定空家と考えられる。
20-2	135	大規模な修繕が必要	やや危険である	家正面の屋根のトタンが剥がれ下地が見えている。また屋根の軒が折れ強風で飛散する可能性があり、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
20-3	140	簡易な修繕が必要	やや危険である	建物はすぐに危険な状態ではないが、大きな蜂の巣があり飛び回っていることから、周辺の生活環境の保全を図る必要があることから、特定空家と考えられる。
20-4	134	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
20-5	136	大規模な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
20-6	138	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
20-7	139	簡易な修繕が必要	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
20-8	141	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
20-9	142	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
20-10	145	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
20-11	146	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
20-12	147	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
21-1	152	大規模な修繕が必要	やや危険である	裏の外壁に落雪による穴があり部材が飛散している。保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
21-2	149	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
21-3	150	簡易な修繕が必要	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
22-1	331	利活用不可能	非常に危険である	植物に囲まれ玄関だけは残っているが屋根が崩れ半壊状態である。また近隣にトタンや材木が飛散し、苦情が出ている。保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
22-2	153	簡易な修繕が必要	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
22-3	327	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
22-4	328	簡易な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
22-5	329	簡易な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
22-6	330	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
22-7	332	大規模な修繕が必要	やや危険である	特定空家には該当しない。
23-1	155	大規模な修繕が必要	やや危険である	壁の剥がれ、屋根のめくれやトタンの飛散が目立ち、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。また玄関の戸が無く侵入可能であり、周辺の生活環境の保全を図る必要があることから、特定空家と考えられる。
23-2	156	大規模な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
24-1	159	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
24-2	161	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
24-3	163	簡易な修繕が必要	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
24-4	164	簡易な修繕が必要	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
25-1	336	利活用不可能	危険度が低い	建物の老朽化が激しく、周囲に民家が密集していることから倒壊した場合の影響を考量し、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
25-2	333	簡易な修繕が必要	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
25-3	335	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
25-4	337	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
25-5	338	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
25-6	339	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
25-7	340	簡易な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
28-1	165	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
28-2	166	簡易な修繕が必要	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
28-3	167	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
29-1	169	利活用不可能	非常に危険である	既に半壊状態であり雪で倒壊の恐れあり。鉄道沿線に建っており、近くに民家もあり部材の飛散や倒壊などによる影響が大きいと考えられるなど、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
29-2	168	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
29-3	170	簡易な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
29-4	171	簡易な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
29-5	172	簡易な修繕が必要	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
29-6	173	簡易な修繕が必要	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
29-7	174	簡易な修繕が必要	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
29-8	175	簡易な修繕が必要	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
29-9	177	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
29-10	178	簡易な修繕が必要	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
29-11	179	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
29-12	183	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
30-1	188	大規模な修繕が必要	危険度が高い	裏側には屋根が剥がれ垂れ下がっており、窓ガラスも割れ飛散している。近所の方が建物の老朽化に危険を感じており、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。また以前は猫が住み着き子供を産んで近所に迷惑をかけたことがある。表側には草が背丈以上に伸び、町道や隣地へはみ出し、近隣へ迷惑を掛けていることなどから、周辺の生活環境の保全を図る必要があることから、特定空家と考えられる。
30-2	190	簡易な修繕が必要	危険度は低いが周囲に迷惑をかけている	建物自体の危険性は低く状態も良いが、敷地内にトタン板、硬質塩化ビニール波板、家財道具等が散っており強風時は飛散の恐れがあり、保安上危険となるおそれがあることから、特定空家と考えられる。また草木が生い茂り、外壁を覆い始めている。原因は不明だが敷地内で強い悪臭を感じる。周辺の生活環境の保全を図る必要があることから、特定空家と考えられる。
30-3	185	簡易な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
30-4	186	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
30-5	189	簡易な修繕が必要	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
31-1	352	利活用不可能	危険度が高い	増設部分の屋根が崩れ落ち全壊状態である。コンクリートで作られた建物部分の裏側には屋根の垂れ下がり、壁の剥がれ落ちがあり危険である。国道への影響が考えられ、保安上危険となるおそれがあることから、特定空家と考えられる。
31-2	344	簡易な修繕が必要	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
31-3	345	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
31-4	346	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
31-5	347	大規模な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
31-6	349	簡易な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
31-7	350	簡易な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
31-8	351	簡易な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
32-1	191	利活用不可能	非常に危険である	屋根が落ち半壊状態となっており部材も敷地内に散乱している。また外壁が隣の家に崩れかけているなど、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
32-2	192	大規模な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。

2. 各地区における空家等一覧表

整理番号	調査番号	利活用可能性	危険度	特定空家等と考えられる理由
34-1	193	利活用不可能	危険度が高い	老朽化がかなり進んでおり、屋根のトタンが剥がれ隣地へ飛散したことがあるなど、保安上危険となるおそれがあることから、特定空家と考えられる。また草木も生い茂り、道路や隣地へはみ出している。アカシアの木があり蜂が巣を作って近所の方が迷惑している。その他冬は雪が隣地へ落ち困っているとのこと。通学路にもなっており、周辺の生活環境の保全を図る必要があることから、特定空家と考えられる。
34-2	198	利活用不可能	危険度が高い	道路側と居間側のトタン部分の屋根が崩れ落ち、部材の飛散の可能性がある。屋根も木材で補強している状態であり、すぐに危険がおよぶ状態ではないが、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
34-3	199	大規模な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
34-4	200	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
34-5	201	簡易な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
34-6	202	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
34-7	203	簡易な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
35-1	206	大規模な修繕が必要	やや危険である	屋根の変形、外壁の剥がれ、倉庫の裏側の屋根の折れまがりなどがあり、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。また家全体が草に覆われて道路にもはみ出しており、周辺の生活環境の保全を図る必要があることから、特定空家と考えられる。
35-2	210	利活用不可能	危険度が高い	屋根の一部が剥がれ、外壁に小さい穴が見受けられる。増築部分の小屋は屋根が落下し半壊状態であるなど、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。また草が生い茂り家屋を囲んでおり、著しく景観を損なっている状態であることから、特定空家と考えられる。
35-3	211	簡易な修繕が必要	危険度が高い	小屋は良好な状態だが、小屋の屋根部分が剥がれ散乱しており危険性が高いため、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
35-4	212	大規模な修繕が必要	危険度が高い	小屋の屋根が崩れ落ち倒壊の危険性が高く、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
35-5	216	詳細調査不能	詳細調査不能	詳細調査不能。
35-6	299	簡易な修繕が必要	やや危険である	アンテナとトイレのダクトが外れかかっており散乱の危険性が高く、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
35-7	204	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
35-8	205	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
35-9	208	簡易な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
35-10	209	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
35-11	213	簡易な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
35-12	214	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
35-13	215	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
35-14	220	簡易な修繕が必要	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
35-15	222	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
35-16	298	簡易な修繕が必要	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
36-1	229	大規模な修繕が必要	やや危険である	軒裏、外壁が敷地内に剥がれ落ち散乱しており、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。また排水の影響が敷地に大きな水たまりが出来ており、緑色で濁っており、著しく衛生上有害となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
36-2	230	詳細調査不能	詳細調査不能	詳細調査不能。
36-3	231	大規模な修繕が必要	危険度は低い	雪の影響で屋根が垂れ下がっており、すぐに危険な状態ではないが、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。また雑草が車ごと家を囲っており、著しく景観を損なっている状態であることから、特定空家と考えられる。
36-4	224	簡易な修繕が必要	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
36-5	225	大規模な修繕が必要	やや危険である	特定空家には該当しない。
36-6	226	利活用可能	危険度が低い	特定空家には該当しない。
36-7	227	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
36-8	228	簡易な修繕が必要	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
37-1	233	簡易な修繕が必要	危険度が低い	屋根は剥離している部分と垂れ下がり、軒裏も剥がれかけているなど危険である。保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
37-2	356	大規模な修繕が必要	危険度が低い	屋根の剥がれ、基礎の腐朽など、建物の状態が悪く、国道沿いに立地していることを考えると通行車、歩行者等に与える影響が大きく、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
37-3	1002	利活用不可能	危険度が高い	裏側1階部分が半壊状態であり、2階の窓ガラスが3枚割れている。鉄道のそばにあり、鉄道側に面した部分の損傷が著しく、また飛散などによる周囲へ与える影響が大きいと考えられるため、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
37-4	232	簡易な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
37-5	234	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
37-6	235	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
37-7	236	簡易な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
37-8	353	簡易な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
37-9	354	簡易な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
37-10	357	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
37-11	1003	簡易な修繕が必要	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
37-12	1004	簡易な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
38-1	237	大規模な修繕が必要	やや危険である	雑草が繁茂し、隣家に庭木がはみ出し迷惑している。周辺の生活環境の保全を図る必要があることから、特定空家と考えられる。
38-2	239	簡易な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
38-3	242	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
38-4	301	簡易な修繕が必要	危険度は低い	特定空家には該当しない。
39-1	247	大規模な修繕が必要	危険度は低い	一部の軒裏が剥がれ敷地内に飛散しており、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。また軒裏に蜂が多数出入りしており巣がある可能性が高く、周辺の生活環境の保全を図る必要があることから、特定空家と考えられる。
39-2	249	大規模な修繕が必要	やや危険である	老朽化が進行しており、屋根の垂れ下がりや外壁のひびが見られる。裏側の出窓の窓が落ちて開いたままとなっている。周囲からの情報が得られず、被害などの状況は不明だが、家財や部材が敷地内に放置されているなど、家屋が悪い状態にも関わらず管理されている形跡がなく、保安上危険となるおそれのある状態であるため特定空家と考えられる。
39-3	250	利活用不可能	危険度が高い	建物の土台の石垣が崩れ始めており、台風や大雨の時に建物が倒壊してくるのではないかと近隣の方が心配している。また屋根雪が落ちてくるので危険且つ迷惑なので対処して欲しいとのこと。管理に年1回しかこないため雑草が繁茂するので除草剤をかけた所、やめてくれとクレームがあった。トタン屋根も剥がれかかっており危険であることなどから、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
39-4	251	大規模な修繕が必要	やや危険である	屋根の剥がれと垂れ下がりや入口の戸や窓の周囲に部材の飛散はないが、敷地内の状況などから判断すると管理されておらず、保安上危険となるおそれのある状態であるため特定空家と考えられる。
39-5	302	大規模な修繕が必要	危険度が低い	小屋の軒裏が崩れ落ちかけている部分があり、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。また屋根の剥離部分から蜂が多数出入りしている。周辺の生活環境の保全を図る必要があることから、特定空家と考えられる。
39-6	309	利活用不可能	非常に危険である	小屋も含め全壊状態に近い。部材が飛散しかけており近所の人が危険を感じている。保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。また雑草も放置されているため蛇が出て近所の人困っており、周辺の生活環境の保全を図る必要があることから、特定空家と
39-7	310	大規模な修繕が必要	危険度は低い	蜂の巣が5か所以上あり家の周囲を飛び回っており、周辺の生活環境の保全を図る必要があることから、特定空家と考えられる。
39-8	312	利活用不可能	やや危険である	側面の外壁が半分ほど剥がれ落ち、部材が散乱しているなど、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
39-9	315	大規模な修繕が必要	危険度が高い	屋根が腐食し、垂み・剥がれ・垂れ下がりが見られなど、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
39-10	243	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
39-11	245	簡易な修繕が必要	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
39-12	246	簡易な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
39-13	248	簡易な修繕が必要	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
39-14	303	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
39-15	305	大規模な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
39-16	306	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
39-17	307	簡易な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
39-18	316	簡易な修繕が必要	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
39-19	317	大規模な修繕が必要	やや危険である	特定空家には該当しない。
39-20	1001	大規模な修繕が必要	やや危険である	特定空家には該当しない。
40-1	252	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
41-1	255	利活用不可能	非常に危険である	屋根の陥没、窓ガラス割れ、室内が見える等半壊状態であるため、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。また30cmを超える大きい蜂の巣があり、周辺の生活環境の保全を図る必要があることから、特定空家と考えられる。
41-2	256	利活用不可能	危険度が高い	全体的に劣化がかなり進み、崩れる可能性が高く、窓ガラスも全壊しており、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
41-3	318	簡易な修繕が必要	危険度が低い	家屋は屋根に破損が見られ小屋のような建物が倒壊しているため、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
41-4	319	大規模な修繕が必要	やや危険である	屋根の垂れ下がり・剥がれや窓ガラスの割れが見られ、敷地内に部材が飛散している。また倉庫に垂みが見られるなど、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
41-5	320	利活用不可能	非常に危険である	屋根、壁が剥がれトタンが飛ぶ危険性が高く、内部も外から見えており、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
41-6	321	利活用不可能	半壊状態である	栗の木が母屋にもたれ掛かっており、今後益々危険な状態になると考えられ、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
41-7	322	利活用不可能	危険度が高い	屋根、壁のトタンが剥がれ強風時には危険性が高く、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
42-1	257	大規模な修繕が必要	危険度が低い	正面の窓枠破損、玄関の窓ガラスが割れ飛散、軒裏の剥がれが見られる。また裏の元小屋と思われる部分が倒壊しており、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
42-2	258	簡易な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
43-1	358	簡易な修繕が必要	危険度が低い	家の前に切断された木の枝が散乱し、家と道路をつなぐコンクリート部分がえぐれている。建物自体は危険ではないが、敷地内が管理されておらず道路への影響も考えられるため、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
43-2	259	大規模な修繕が必要	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
44-1	263	利活用不可能	非常に危険である	全壊しており、かろうじて壁が残っている状態である。保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
44-2	261	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
44-3	262	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
44-4	265	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。

2. 各地区における空家等一覧表

整理番号	調査番号	利活用可能性	危険度	特定空家等と考えられる理由
44-5	266	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
44-6	267	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
45-1	268	簡易な修繕が必要	危険度が高い	玄関のスズメ蜂の巣や道路への落雪などについて近隣から苦情あり。周辺の生活環境の保全を図る必要があることから、特定空家と考えられる。
45-2	269	利活用不可能	危険度が高い	半壊に近い状態であり、小屋も隣家に倒れそうであるため、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。また玄関のガラス窓がなく野良猫が住み着き1度駆除したことがあるなど、著しく衛生上有害となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。その他、隣家に木がはみ出し迷惑しており、周辺の生活環境の保全を図る必要があることから、特定空家と考えられる。
45-3	270	利活用不可能	危険度が高い	半壊に近い壁だけが残っている状態で、近隣に部材が飛散している。保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。
45-4	279	大規模な修繕が必要	やや危険である	小屋の壁が崩れかけ部材が飛散しており、保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。また雪が落ちてくると下側にある家が迷惑しており、周辺の生活環境の保全を図る必要があることから、特定空家と考えられる。
45-6	359	利活用不可能	非常に危険である	トタンが隣の畑や敷地に飛散し、近隣住民が怖い思いをしているとのこと。飛散した部材は近所の人で片付けている。建物所有者の娘に言っても対応してくれないので役場の方で対応して欲しいとのこと。保安上危険となるおそれのある状態であることから、特定空家と考えられる。またゴキブリや猫が住み着き迷惑している。周辺の生活環境の保全を図る必要があることから、特定空家と考えられる。
45-7	272	簡易な修繕が必要	危険度が低い	特定空家には該当しない。
45-8	273	簡易な修繕が必要	やや危険である	特定空家には該当しない。
45-10	276	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
45-11	277	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
45-12	278	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
45-13	280	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
45-14	281	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
45-15	282	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。
45-16	283	利活用可能	特に問題はみられない	特定空家には該当しない。

: 特定空家等と考えられる空家等

3. 空家等写真

整理番号 1-1



整理番号 1-2



整理番号 1-3



整理番号 1-4



4. 特定空家等について

特定空家等可能性判定

「特定空家等には該当しない」・・・184件

「特定空家等と考えられる」・・・83件

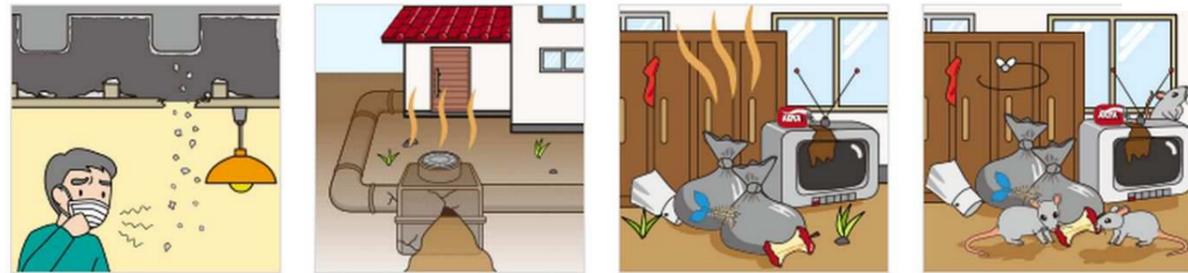
【1】倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

建物の破損や不朽、門や看板など倒壊の危険性が恐れがある状態です。次のページでは、具体的に調査項目の例を用いて説明します。



【2】著しく衛生上有害となるおそれのある状態

汚物の異臭、ゴミの放置による害獣などが繁殖し衛生上有害となる恐れのある状態です。次の



【3】適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

建物に汚物や落書き、立木の繁殖、既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態です。



【4】その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

立木が近隣に散乱、動物の鳴き声や糞尿の臭気、不審者の侵入や、雪落の危険性など近隣住民の生活に悪影響を及ぼしている状態です。



出典：NPO 法人 空家・空地管理センター

5. 特定空家等に対する措置

【特定空家等へ対して必要な措置を講ずる際の流れ】

(a) 助言又は指導（特措法第14条第1項）

当該空家等の所有者等に対して、管理不全な状態を改善する措置を講ずるよう、口頭または書面で「助言又は指導」することができます。

(b) 勧告（特措法第14条第2項）

助言・指導が行われたにも関わらず、なお当該空家等の状態が改善されないと認められるときには、猶予期限をつけて、所有者等に対して管理不全な状態を改善する措置を講ずるよう「勧告」することができます。

(c) 命令（特措法第14条第3項）

勧告を受けたにも関わらず、正当な理由がなくその勧告に係る措置がとられなかった場合は、猶予期限をつけて、所有者等に対して管理不全な状態を改善する措置を講ずるよう「命令」することができます。

(d) 代執行（特措法第14条第9項） ※所有者等を確認できる場合

命令を受けたにも関わらず、その命令に係る措置が講じられない場合、措置を講じたとしても十分でない場合、措置を講じても期限までに完了する見込みがないときには、行政代執行法の定めるところに従い、代執行を行うことができます。代執行に要した費用は、町が所有者等から徴収することができます。（行政代執行法第5条）

(e) 略式代執行（特措法第14条第10項） ※所有者等を確認できない場合

過失がなく命令が行われるべき所有者等を確認できない場合は、略式代執行を行うことができます。

【関係法令による対処】

- ・民法（第697条、第700条）
- ・建築基準法（第9条、第10条）
- ・災害対策基本法（第64条）
- ・消防法（第3条）
- ・廃棄物処理法（第19条の4、第19条の7）
- ・道路法（第44条）
- ・密集市街地整備法（第13条）
- ・景観法（第70条）

図. 特定空家等の措置に関するフロー

